

令和 6 年 第 11 回

栗石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 6 年 10 月 22 日 開催

栗石町農業委員会

# 令和6年第11回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年10月22日(火) 午前9時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

1 番	藤村	正彦
3 番	山崎	忍
4 番	高橋	浩之
5 番	砂壁	純也
6 番	坂下	千枝子
7 番	前	茂見
8 番	川口	英敏
9 番	八丁野	よし子
10 番	松本	光正
11 番	黒沢	菜穂子

### 農地利用最適化推進委員

雫石	横手	克文
御所	吉田	光彦
御所	米澤	晃
御所	新田	善男
御所	高橋	大和
西山	滝澤	美紗子
西山	柿木	一明
西山	荒塚	秀則
西山	山本	長栄
西山	袖林	一
御明神	小志戸前	健一
御明神	南野	仁
御明神	新田	華織
御明神	松ノ木	奈々子
御明神	下川原	幸宏

## 4 欠席した委員

農業委員 2 番 晴山 英俊

推進委員 雫石 階保 雫石 木村 正美 雫石 小谷地 昇

## 5 議事日程

### 1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

## 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 主査 四ツ家 広衣 主任 上和野 恵太

開会時間 午前9時00分

議長 ただいまから令和6年、第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、農業委員10名、推進委員15名、計25名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (事務局長、資料により説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、5番 砂壁純也委員、7番 前茂見委員、書記には事務局の 四ツ家主査、上和野主任を指名いたします。  
次に、報告第1号を行います。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 それでは、報告第1号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。3ページをご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり6件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。  
以上で報告を終わります

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号を終わります。  
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第1号について説明いたします。  
総会資料の1ページをご覧ください。  
番号1、〇〇、畑1筆、面積85,628㎡、3条有償移転

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人の相続人不存在による相続財産清算のため売買するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料の3～5ページをご覧ください。

また、総会資料の5ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を、10 番松本委員にお願いいたします。

10 番 松本委員 10 番松本です。10月16日、私、黒沢委員、高橋推進委員、袖林推進委員の5班4名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の5ページのとおり大根の収穫後の状態でした。譲受人は、以前から当該農地を利用していたため、売買後も引き続き大根や長芋などを作付けしていくとのことなので問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第2について説明いたします。  
総会資料の6ページをご覧ください。  
番号1、○○、田1筆、面積2,162㎡、申請人 ○○、  
農業用施設用地を整備しようとするものです。  
場所は参考資料の2ページにあります『4条：○○』となっているところで、  
○○から南東へ約870m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の

7～12 ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当で農振法に規定する農用地域内の農地ですが、同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されており、例外規定に該当すると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 11 番 黒沢委員に、お願いいたします。

11 番 黒沢委員 11 番 黒沢です。  
番号 1 について報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の 11～12 ページの写真のとおり状況でした。  
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、周辺農地に隣接する部分は何も手を加えないため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。  
なお、事前着工はありませんでした。  
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第 3 号について説明いたします。  
総会資料の 7 ページをご覧ください。  
始めに売買による所有権移転について説明いたします。  
番号 1 ○○ 田 4 筆、畑 4 筆、面積計 43,813 m<sup>2</sup>、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○、総額 41,225 円。  
番号 2 ○○ 田 1 筆、面積 638 m<sup>2</sup>、譲受人 ○○、譲受人 ○○、総額 63,800 円。  
総会資料の 9 ページをご覧ください。  
次に利用権設定の計画内容について説明いたします。  
番号 1 ○○、田 2 筆、面積計 2,126 m<sup>2</sup>、再設定、

貸付人 ○○、借受人○○、期間1年2ヶ月。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第4号について説明いたします。  
総会資料の10ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定するものです。

番号1 田9筆、面積計21,709㎡、借受人 ○○、再設定

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8番 川口委員。

8番 川口委員 8番 川口です。1年の期間のようですが、令和7年～令和8年の期間ということですか。

四ツ家主査 はい、こちらは10年の期間がある契約なのですが、岩手県農業公社のほうで契約書の期間設定を間違えていたということで、中間管理から受け手に出すのですけれども、出し手から中間管理のほうの契約の期間は10年ですが、農業公社の手違いで、中間管理から受け手の契約の期間が1年10ヶ月足りなかったということで、その部分の契約の補足ということで今回出たものでございますので、受け手と出

し手に問題があるわけではなくて中間管理の事務のミスということでございます。よろしく願いいたします。

8番 川口委員 本当は10年なわけですね。

四ツ家主査 はい、そのとおりです。

8番 川口委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

委員 (なし)

議長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第5号について説明いたします。  
総会資料の11ページをご覧ください。  
番号1 〇〇、田1筆、面積313㎡、所有者 〇〇。  
非農地の事由は、昭和63年頃に既存作業所を増築した際、申請地にまたがって建築し宅地と一体的に使用し始めたことに加え、平成3年頃には車庫を建築し現在に至ったためです。  
場所は、参考資料の2ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは13～16ページをご覧ください。  
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料12ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。  
11ページに戻りまして、  
番号2 〇〇、畑3筆、面積計628㎡、所有者 〇〇。  
非農地の事由は、昭和61年頃に亡父が分筆をして以来、物置小屋、通路、駐車場として使用し始め現在に至ったためです。  
場所は、参考資料の2ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは17～20ページをご覧ください。  
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料12ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが

困難であることから非農地として証明することはいたしかたないと考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を高橋推進委員にお願いいたします。

高橋 推進委員 御所地区の高橋です。  
番号1について、報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料の15～16ページのとおり車庫があり、作業所がまたがって建っておりました。  
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。  
番号2について、報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料の19～20ページのとおり物置小屋が建っており、舗装通路や駐車場としての利用も確認できました。  
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。  
以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第6号について説明いたします。総会資料の13ページをご覧ください。  
本案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や、写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で、「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。  
利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。  
番号1、田1筆、畑1筆、面積計109㎡、所有者 ○○

番号2、田2筆、面積計162㎡、所有者 ○○  
番号3、田2筆、面積計381㎡、所有者 ○○  
番号4、田1筆、面積210㎡、所有者 ○○  
番号5、田2筆、面積計383㎡、所有者 ○○  
番号6、田2筆、面積計228㎡、所有者 ○○  
番号7、田4筆、面積計2,721㎡、所有者 ○○  
番号8、畑2筆、面積計1,861㎡、所有者 ○○  
番号9、畑1筆、面積1,631㎡、所有者 ○○

以上9件、計18筆について農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり  
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8番 川口委員。

8番 川口委員

はい、8番 川口です。多分、D班で確認に歩いたと思いますが、○○というのは道路のすぐ右側の、いっぱいあるところの中の方々ということですよ。

上和野主任

はい、そのとおりです。ガードレールのところですよ。

8番 川口委員

ですよ。ガードレールのところ、どの辺というか、○○のところから入って、○○さんの事務所、○○さんまで行かない手前の右側のガードレールあるところに、○○の方々の共有地でもないけれども、そこに面積がそれぞれあって昔、苗代で利用したところがあるんですよ。

7番 前委員

沼とかあるところですか。

8番 川口委員

沼の手前です。だから今はほとんど使われてないと見てきましたけれども、何名かは使ったようなところもあるようですが。

上和野主任

そうですね。そこは、何人かの所有者のかたから上のため池からの水は来ないし、かといって水も沸いてて湿地状態で牧草なども作付けできないので、非農地を検討したいという申し出があって、今回見に行ってそのとおりだなというところで、たくさんの方々の所有者のかたに今回ご案内差し上げたところです。

委員

8番 川口委員

所有者に非農地でもいいですねと了解はとっているのですね。

上和野主任

そうですね。いかがですかと事前連絡をして、非農地にしてくださいということで回答いただいている方々です。

8番 川口委員

了解しました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午前9時35分

以上が令和6年10月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 10 月 22 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 5 番

---

議事録署名人 7 番

---